

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下田市、東伊豆町 河津町、南伊豆町	イチゴ産地	令和4年3月18日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.69ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.69ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.80ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.14ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.65ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.33ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・本イチゴ産地は、傾斜地の多い条件不利地であり、圃場により日照等の条件が大きく異なるため、個々の生産者が各圃場の条件に合わせた栽培に取り組んでいる。JAに出荷する生産者の他に、地域産業である観光を活かした観光農園を中心として個販を行う生産者がいる。 ・本産地の年齢構成は、40代～50代の中堅が16人、60代以上のベテランが14人いる。一方で、30代以下の生産者は5人であり、若手が不足している。特に、最大の産地である東伊豆・河津地区では、近年新規就農者の参入が少ない。 ・今後の産地の維持・発展に向けては、栽培面積の拡大が必要であるが、個々の生産者の規模拡大だけでは難しいことから、新規就農者の参入を検討する必要がある。 ・新規就農者の参入に向けては、以下の①～②を解決する必要がある。 <p>①新規就農者が活用する農地の確保 ②新規就農者の初期投資の負担軽減</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在の生産者を産地の農業を支える中心経営体と位置付け、経営の発展を支援していく。 ・新規就農者が現れた際は、地域の次世代の担い手として中心経営体に位置づけ、営農をサポートしていく。 ・新規就農者の受け入れに向けては、以下の①～③の理由から受け入れ体制の整備が必要である。 <p>①生産者個々で取り組むと負担が大きくなってしまう。 ②技術指導以外の就農に向けたサポート体制(農地のあっせん、補助事業・資金の紹介、就農計画の作成支援等)を産地で整える必要がある。 ③新規就農希望者への効率的にPRを行えるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ組織の立ち上げに向けて、研修内容や受け入れ農家の負担等について産地の農業者から不安の声があることから解決する必要がある。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
到達	1	イチゴ	1,000 m ²	イチゴ	1,000 m ²	下田市
認農	2	イチゴ	2,100 m ²	イチゴ	5,381 m ²	下田市
到達	3	イチゴ	2,200 m ²	イチゴ	2,200 m ²	東伊豆町
認農	4	イチゴ	2,800 m ²	イチゴ	2,800 m ²	東伊豆町
認農	5	イチゴ	3,000 m ²	イチゴ	3,000 m ²	東伊豆町
認農	6	イチゴ	1,000 m ²	イチゴ	1,000 m ²	東伊豆町
認農	7	イチゴ	3,900 m ²	イチゴ	3,900 m ²	東伊豆町
到達	8	イチゴ	600 m ²	イチゴ	600 m ²	東伊豆町
認農	9	イチゴ	2,000 m ²	イチゴ	2,000 m ²	東伊豆町
認農	10	イチゴ	1,600 m ²	イチゴ	1,600 m ²	東伊豆町
認農	11	イチゴ	900 m ²	イチゴ	900 m ²	東伊豆町
到達	12	イチゴ	3,300 m ²	イチゴ	3,300 m ²	東伊豆町
認農	13	イチゴ	1,000 m ²	イチゴ	1,000 m ²	東伊豆町
認農	14	イチゴ	1,300 m ²	イチゴ	1,300 m ²	東伊豆町
認農	15	イチゴ	1,700 m ²	イチゴ	1,700 m ²	東伊豆町
認農	16	イチゴ	2,500 m ²	イチゴ	2,500 m ²	東伊豆町
認農	17	イチゴ	1,200 m ²	イチゴ	1,200 m ²	東伊豆町
認農	18	イチゴ	4,200 m ²	イチゴ	4,200 m ²	東伊豆町
認農	19	イチゴ	1,500 m ²	イチゴ	1,500 m ²	東伊豆町
認農	20	イチゴ	1,400 m ²	イチゴ	1,400 m ²	東伊豆町
認農	21	イチゴ	2,900 m ²	イチゴ	2,900 m ²	東伊豆町
認農	22	イチゴ	2,100 m ²	イチゴ	2,100 m ²	東伊豆町
認農	23	イチゴ	1,000 m ²	イチゴ	1,000 m ²	東伊豆町
到達	24	イチゴ	823 m ²	イチゴ	823 m ²	河津町
到達	25	イチゴ	1,782 m ²	イチゴ	1,782 m ²	河津町
到達	26	イチゴ	1,547 m ²	イチゴ	1,547 m ²	河津町
認農	27	イチゴ	3,570 m ²	イチゴ	3,570 m ²	河津町
到達	28	イチゴ	2,062 m ²	イチゴ	2,062 m ²	河津町
到達	29	イチゴ	2,277 m ²	イチゴ	2,277 m ²	河津町
認農	30	イチゴ	3,249 m ²	イチゴ	3,249 m ²	河津町
到達	31	イチゴ	3,000 m ²	イチゴ	3,000 m ²	南伊豆町
認農	32	イチゴ	4,864 m ²	イチゴ	4,864 m ²	南伊豆町
到達	33	イチゴ	2,100 m ²	イチゴ	2,100 m ²	南伊豆町
到達	34	イチゴ	2,600 m ²	イチゴ	2,600 m ²	南伊豆町
到達	35	イチゴ	3,868 m ²	イチゴ	3,868 m ²	南伊豆町
計	35 人		76,942 m ²		80,223 m ²	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

受け入れ組織の立ち上げ

・受け入れ組織立ち上げに向け、産地の農業者から課題が上がっていることから、他地域の事例調査等を通じて本産地に適する役割分担や研修カリキュラムを検討する。

農地の探索

・傾斜地が多い条件不利地であることから、農地の確保に取り組む必要がある。地元農業者から農地に関する情報を収集し、農業委員会、JA、農林事務所連携して候補地を探していく。

農地中間管理事業の活用方針

・安定的な営農を実現するため、農地の貸借は農地中間管理事業を推進する。

初期投資の負担軽減

・イチゴ生産には多額の初期投資が必要であることから、円滑に補助事業の活用や資金の借受けができるよう、市町、JA、農林事務所が連携して支援していく。

現在の生産者の経営発展

・現在の産地を支える中心経営体に対し、スマート農業の導入や病虫害対策等、市町、JA、農林事務所等で連携して支援を行うことで、経営の発展を支援していく。